

議会議案第6号

加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例について

上記の議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月27日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会総務経済委員会
委員長 上田朋和

加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例

加賀市は、美しく豊かな自然と積み重ねられた歴史の下で先人たちによって育まれた伝統文化、産業、そして温かいおもてなしの心を有し、今へと引き継いでいる。一方、少子高齢化及び人口減少の進展は、本市においても様々な課題をもたらし、その深刻度を増している。

そのような中、近年、AI、ロボット、インターネット等のデジタル技術の進展により、こうした技術を活用することによって、今日、様々な課題に直面している伝統文化、産業等の本市の強みを維持した上で更に磨きをかけるとともに、地域が抱える課題を解決していくことが可能な時代になってきている。

加賀市で暮らす人には安全安心で質の高い生活を実現し、加賀市を訪れた人には地域の魅力と活気が包みこむ、そのような幸福と輝きが「人」と「デジタル技術」の調和によってもたらされる持続可能な地域社会を市民共創で築いていくため、ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル技術の活用が、人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)の趣旨に基づき、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する基本方針及び基本的な事項を定め、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)及び議会の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって市民生活、来訪者の満足度及び地域の稼ぐ力の向上並びに全ての市民が幸せに暮らし続けることができる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デジタル技術 デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をい

う。

(2) デジタル技術の活用によるまちづくり デジタル技術を用いた情報(以下「情報」という。)を活用するとともに、デジタル技術を活用することができる人材を育成することにより、前条の目的の達成を図る活動をいう。

(3) 市民等 市内に住所を有し、居住し、若しくは滞在する者又はデジタル技術の活用によるまちづくりに参画し、若しくは協力する個人をいう。

(基本方針)

第3条 デジタル技術の活用によるまちづくりに当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保が図られるとともに、個人情報及びプライバシーの保護に十分な配慮がなされるよう、透明性(活用される情報について、その内容並びに活用する主体及び目的が明らかであることをいう。)の確保が図られなければならない。

2 デジタル技術の活用によるまちづくりに当たっては、デジタル技術を活用したサービス(以下「サービス」という。)の利用を希望する全ての市民等がその恩恵を受けることができるよう、公平性及び多様性が重視されなければならない。

3 デジタル技術の活用によるまちづくりに当たっては、情報が広く社会に提供されるとともに、柔軟かつ最大限に活用されるよう、相互運用性(多様な主体が設置する情報システムの相互の連携により迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することができるようにすることをいう。)の確保が図られなければならない。

4 デジタル技術の活用によるまちづくりに当たっては、情報に基づいた運用面及び財政面からの十分な検証が行われ、事業継続性が担保されなければならない。

5 デジタル技術の活用によるまちづくりに当たっては、多様な主体が設置する情報システムにいかなる障害が発生した場合でも最低限の都市機能を維持することができるよう、強靱(じん)性(当該障害による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる体制を構築することをいう。)の確保が図られなければならない。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、前条に定める基本方針にのっとり、デジタル技術の活用によるまちづくりに関し、総合的な計画を策定し、当該計画に基づく施策を着実に推進する責務を有する。

2 市長等は、前項の規定により、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する総

合的な計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。当該計画を変更したときも同様とする。

- 3 市長は、本市の区域内における企業の集積を図るため、事業者によるデジタル技術及びサービスの導入を支援するものとする。
- 4 市長等は、議会、市民等及び事業者と協力及び連携をし、率先してデジタル技術の活用に取り組むものとする。
- 5 市長等は、常にデジタル技術に対する理解を深めるよう努め、当該技術を活用することができる職員の育成に取り組むものとする。
- 6 市長等は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関し、市民等の理解を深めるとともに、市民等の意見を施策に反映するよう努めるものとする。
- 7 市長等は、市民等がデジタル技術及びサービスの恩恵を受けることができるよう、デジタル技術の利用のためにあらゆる世代、立場の市民等の学びの場等の確保に努め、デジタル技術を利用する能力及び利用の機会における格差の是正に努めるものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、デジタル技術の活用によるまちづくりを推進するための調査及び研究を行うとともに、市長等が実施する施策に対する助言及び提言を行うものとする。

- 2 議会の議員は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関する施策に対する理解を深めるとともに、自らもデジタル技術の活用によるまちづくりを推進するための調査及び研究に努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関して市長等が推進する施策に対する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、デジタル技術に対する関心を持ち、積極的に活用するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、デジタル技術の活用によるまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、デジタル技術の活用によるまちづくりに関して市長等が推進する

施策に対する理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自らが行う事業において、デジタル技術及びサービスを積極的に導入するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、デジタル技術を活用することができる人材の育成に取り組むよう努めるものとする。
- 4 事業者は、持続可能な地域社会の実現を目指し、地域へのデジタル技術及びサービスの導入を促進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第7号

加賀市スポーツ推進条例について

上記の議案を次のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月27日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会教育民生委員会
委員長 山口忠志

加賀市スポーツ推進条例

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、地域社会及び地域経済の活性化等に寄与する等、市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現を図る上で極めて重要なものである。

近年の社会情勢の変化、スポーツの社会的役割の増大、健康志向の高まり等を背景としたスポーツに対する市民意識の多様化に応えるためにも、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、市民一人ひとりがスポーツを身近に感じるとともに、気軽にスポーツを楽しむことができ、かつ、スポーツを通じて市民の健康及び地域の活力を育む環境を整えることにより、豊かなスポーツの文化を育むことが重要である。

市民等、スポーツ関連団体、事業者及び市が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、スポーツを通じて、市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現を目指すため、ここに「加賀市スポーツ推進条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進について、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等、スポーツ関連団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で充実した生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ活動 スポーツを行うこと若しくは観覧すること又はこれらを支援することをいう。
- (2) 市民等 市民及び市内に通勤、通学等をする個人をいう。

(3) スポーツ関連団体 市内においてスポーツ活動を行う法人その他の団体をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者(スポーツ関連団体を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 全ての市民が生涯にわたって、自らの体力、年齢、技術、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。

(2) 障がいのある人が自主的かつ積極的にスポーツ活動をするができるよう、障がいの種類、程度及び特性に応じて必要な配慮がなされるとともに、社会参加の推進に寄与すること。

(3) スポーツ関連団体、地域住民、学校、家庭等の連携により、成長過程にある子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上が図られること。

(4) 市内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手及び市内に活動の拠点を置くスポーツチーム(以下「市のスポーツ選手等」という。)が国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、競技水準の向上が図られること。

(5) 市のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、地域の一体感の醸成及び活力の向上が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自主的なスポーツ活動を通じて、自らの健康の保持及び増進に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(スポーツ関連団体の役割)

第6条 スポーツ関連団体は、市民等がスポーツに親しむ機会の提供、スポーツの普

及及び競技水準の向上を図るための活動の実施等スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ関連団体は、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、従業員がスポーツに親しむ機会の提供その他の従業員のスポーツ活動を推進するための環境の整備に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(議会の責務)

第8条 議会は、市民等のスポーツ活動を推進するための調査及び研究を行うとともに、教育委員会及び市長が実施する施策への助言及び提言を行う責務を有する。

(市民等、スポーツ関連団体及び事業者との意見交換)

第9条 市は、市民等、スポーツ関連団体及び事業者と協力しながらスポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民等、スポーツ関連団体及び事業者とのスポーツに関する意見交換の機会を確保するよう努めるものとする。

(スポーツ推進計画等の策定)

第10条 市は、地方スポーツ推進計画その他スポーツの推進に関する計画(以下この条において「推進計画等」という。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

2 市は、推進計画等を定め、又はこれを変更しようとするときは、市民等の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、推進計画等を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、加賀市スポーツ推進審議会の意見を聴くものとする。

(スポーツ活動を通じた健康の保持増進等)

第11条 市は、市民等のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進するため、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、スポーツ活動に関する情報の適切な提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第12条 市は、全ての市民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、市民等がスポーツ活動に参加する機会の提供並びに地域のスポーツ活動及び地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツ活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(障がいのある人のスポーツ活動の推進)

第13条 市は、障がいのある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、その障がいの種類、程度及び特性に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障がいのある人のスポーツ活動に携わる人材の確保及び養成その他必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの心身の健全な発達及びスポーツ活動の充実等)

第14条 市は、次代を担う子どもの心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、科学的知見及び医学的知見を生かしたスポーツに関する知識の普及啓発、スポーツ教室の実施その他子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(学校及び地域におけるスポーツの充実等)

第15条 教育委員会は、学校における体育が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その充実を図るものとする。

2 教育委員会は、スポーツ関連団体及び地域と連携し、部活動指導員の確保に努め、運動部活動と地域とのつながりを図るとともに、学校及び地域における持続可能かつ多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備を図るものとする。

3 教育委員会は、運動部活動が児童及び生徒のスポーツに関する技能の向上に資するとともに、スポーツの楽しさを味わう機会を提供するものであり、かつ、集団における活動を通じて他者への思いやりの心及び共助の精神を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前項の環境の整備を図るものとする。

(競技水準の向上等)

第16条 市は、スポーツ関連団体、事業者並びにスポーツ選手及び指導者等と連携し、スポーツ選手の計画的な育成、指導者等の確保及び養成その他競技水準の向上のため

めに必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、スポーツ関連団体と協力し、市のスポーツ選手等の計画的な競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図るため、競技会への派遣、研究集会又は講習会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、スポーツチームを有する事業者が果たすスポーツの普及及び競技水準の向上に係る役割の重要性に鑑み、当該事業者との連携に努めるものとする。

(市のスポーツ選手等に対する応援策)

第17条 市は、市民等が国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会に出場することが見込まれる市のスポーツ選手等を応援する機運の向上を図るため、広報その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(指導者等の確保及び養成)

第18条 市は、指導者等の確保並びに養成及び資質の向上を図るため、スポーツ関連団体と協力し、研究集会又は講習会の開催その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ行事等の開催及び誘致)

第19条 市は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツ関連団体及び事業者と協力し、あらゆる地域資源及び観光資源を活用し、各種のスポーツ行事及びプロスポーツの開催及び誘致に積極的に取り組むものとする。

(ボランティアの促進)

第20条 市及びスポーツ関連団体は、市民等がスポーツ行事にボランティアとして参加しやすい環境を確保するため、広報活動を充実するとともに、ボランティアを受け入れることができる体制を整備するよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備、利用促進等)

第21条 市は、市民等が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、維持管理、利用の促進その他必要な施策を適切かつ迅速に講ずるものとする。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、バリアフリー化を含む機能の強化、障がいのある人の利便性の向上等を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民等にとって身近なスポーツ活動の場の充実を図るため、学校その他の施設を容易に利用することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

4 スポーツ施設の整備は、優秀な市のスポーツ選手等の育成という視点とスポーツ活動のための利用という視点との均衡を考慮して行われるものとする。

(資料等の収集、保存等)

第22条 市は、スポーツの文化に対する市民等の理解を深めるため、スポーツに関する有形又は無形の文化的所産で価値の高いものについて、情報、資料、記録等の収集、保存及び公開その他必要な取組を行うものとする。

(市外からの来訪者の受入れ体制の充実)

第23条 市は、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会が開催される場合においては、自然に恵まれた本市が誇る豊かな地域資源及び観光資源を活用し、国内外からのスポーツ活動に関する来訪者を招くために必要な施策を講ずるとともに、これらの来訪者を歓迎するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、スポーツ活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会又は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第8号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

上記の議案を次のとおり加賀市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月27日

加賀市議会議長 稲垣清也様

提出者

加賀市議会議員	辰川志郎	加賀市議会議員	上田朋和
〃	上野清隆	〃	中谷喜英
〃	若林高	〃	林直史
〃	荒谷啓一	〃	山口忠志
〃	一色眞一	〃	今津和喜夫
〃	東野眞樹	〃	林茂信
〃	中川敬雄	〃	林俊昭
〃	南出貞子	〃	川下勉

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく障害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。

その後、平成 18 年に山形大学を中心に関連 8 学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成 28 年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用 J 007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって国においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約 10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。